

イギリスの上ビルマ併合と ビルマ・中国の朝貢問題

小 林 隆 夫

はじめに

1880年代半ばはイギリスの東アジア政策に変化が起こった時期であった。イギリスのそれまでの東アジア政策は通商の拡大をもっぱら追求するものであったが、この時期を転機として政治・軍事的戦略をも重視した政策へと移行したのである。1880年代に入ってロシアのアフガニスタン南下とフランスのヴェトナム侵攻は活発になり、英領インドの長大な国境地帯を北西部と東南部から同時に脅かす形勢になっていた。イギリスはロシアのアフガニスタン南下に対抗するため、1885年春には一旦臨戦状態まで入っていた。このロシアとのアフガニスタンをめぐる境界紛争の緊張は、同年秋までには一旦沈静化したが、それでもロシアが再度南下した際には、インドの国境部をどのようにして防衛するか、という課題を残し、それは20世紀初頭に至るまで解決されることがなかった⁽¹⁾。こうしたロシアの問題と並行して東南アジアではフランスがヴェトナムを北上し1885年春にはヴェトナムを併合し東南アジアへ勢力を拡張、東南部からインドに脅威を及ぼすようになったのである。

このような苦境を打開するために求められた対策の一つが中国との友好関係の強化であった。イギリスは1885年春、極東水域におけるロシア海軍に対抗するために巨文島を占領し、それを通して朝鮮における中国の宗主権を認知して中国との関係強化を図っていた。ほぼ同時にイギリスはフランスに対抗するため上ビルマを併合したが、これによって中国南部と国境を直接接することになり、また、ビルマが伝統的に行ったとされる中国への朝貢の併合後の継続をめぐる中国と調整を続け、1886年7月24日、ビルマ・チベット協定を成立させた。

ところで問題はこのビルマ・チベット協定の性格とその解釈である。上述したようにイギリスの政策は中国との関係強化に向かっており、また、イギリスが朝鮮における中国の宗主権を認知したことから、このビルマ・チベット協定は、イギリスがビルマによる朝貢使派遣に同意し、西欧国際体制の柱の一つの主権国家対等の原理を棚上げして東アジアの伝統的地域秩序である宗属関係を重視したものと解釈される。もっともイギリスが中国のビルマにおける宗主権を認知したのは、中国の宗主権がすでに「虚名」に

なっており、それを中国に譲ることによってビルマという実利を取ったのである、と説明されている。このような中国外交の敗北という従来の見方に対して、近年東洋近現代史研究者の間でこの問題の見直しが進められ、ビルマ問題をめぐる中国外交の多様性・積極性が評価されるようになってきている⁽²⁾。しかし奇妙なことに諸研究者が朝貢の継続を指摘しているこの協定第1条には、どこにも朝貢を示す表現が用いられていないことである。協定第1条英文は単に「ビルマが地産品を贈呈する10年毎の使節を派遣する習慣に従って、イギリスはビルマの最高機関が慣行である10年毎の使節を派遣し、かつその団員はビルマ人であることに合意する」⁽³⁾とあるのみで、どこにも朝貢を示す表現は用いられていないのである。それにもかかわらず、研究者がイギリスは虚名といえども朝貢の継続を認めたと解釈する理由はどこにあるのであろうか。イギリス外交の動きからその経緯を探っていききたい。

1. ロバート・ハート対ランドルフ・チャーチル

1885年春、清仏戦争の結果、フランスが事実上ヴェトナムを併合したことはインド政府に深刻な影響を及ぼしていた。インド政府はインドの安全保障上重要とみなしていた上ビルマのみならずシヤムなど東南アジア全域に対してもフランスの影響力が拡大することを危惧したのである。その上ビルマにおいては、イギリスのビルマ支配に対して反感を抱く国王ティーボーがフランスに接近を開始して、武器の供与を求めようとしていた。ティーボーはさらに西ヨーロッパに使節団を派遣して、各国、とりわけフランスとの同盟を画策していた。すでにビルマ・フランス間においては1884年4月から通商協定の交渉が開始されており、1885年1月15日に締結されていた。それは単に通商上の協定であったが、フランス首相ジュール・フェリ (Jules Ferry) は秘密書簡において、トンキンを経てビルマに至る武器・軍需物資の運搬についてはトンキンの治安が回復され次第、ビルマ政府と通行協定を結ぶ意志があると請け負っていた⁽⁴⁾。

同じ頃、ラングーン駐在商人たちはティーボーの悪政によって彼らの通商が損害を受けていると訴え、上ビルマの併合かティーボーの廃位・新たな君主の擁立をインド政府に要求していた。イギリス本国においては綿工業都市の商工会議所が中国雲南地域の内陸貿易を開拓するために上ビルマの併合を求めている。インド政府はこうした要求を当初は受け止めたかったが、1885年6月に中国がトンキン、安南における宗主権を放棄し、マンダレーにフランス領事が着任すると、態度を変化させた。上ビルマにおいてはイタリア人やフランス商人が活発な活動を展開し、なかでもフランス商人は上ビルマ政府に対して、フランス政府の保証のもとでビルマ王国に王立銀行を設立すること、および鉄道建設の提案などを行っていた。上ビルマ政府内でも新たな財源としてこれらの投機家たちの資金を確保する傾向が強まり、ボンベイ・ビルマ通商会社に与えた森林貸借契約の打ち切りをはじめとして上ビルマにおけるイギリス商人すべてに対する契約の打

ち切りが検討されていた。マンダレー駐在イギリス弁務官バーナード（C. Bernard）は「フランスの利権はフランスの支配につながり、ついにはイラワディ川上流地域からイギリスの通商を排除することになるであろう」と警告した⁽⁵⁾。

インド政府は8月2日、マンダレーにおけるフランスの通商的影響力の拡大はインド東南部国境および上ビルマにおけるイギリスの利益にとって脅威を与えるとみなし、戦争の危険を冒してでも上ビルマの外交政策をインド政府の監督下におく必要があると結論した。そしてもし、上ビルマがこの要求に応じない場合には、開戦を予定したのである。

ロンドンではソールズベリ（Lord Salisbury）保守党政権下でインド事務相ランドルフ・チャーチル（Randolph Churchill）が経済恐慌への対応策として海外市場の拡大を模索し、なかんずく上ビルマへの通商の拡張を視野に入れていた。その頃、先の秘密書簡の存在が明らかになると、フランス首相フレシネ（C. de Freycinet）は秘密取り決めの存在を否定したがチャーチルは納得しなかった。さらにビルマ使節団がパリに到着してビルマ・フランス通商協定の批准書交換の準備に入ったことはイギリス政府の不信をさらに強くした。上ビルマにおいてもビルマ評議会がボンベイ・ビルマ通商会社に対して契約に違反して森林を伐採したことに対して制裁金を課すことを決議し、これに抗議してバーナードはマンダレーから引き揚げた。インド総督ダファリン（Lord Dufferin）は上ビルマを併合するか保護下に置くことがインドの利益を守ることになるかと判断し、10月中旬、上ビルマ政府に対して外交権をインド政府に引き渡すこと、およびイギリス商人に通商上の便宜を与えることを求める最後通牒を発し、上ビルマ政府がこれを拒否すると11月中旬、ビルマと開戦、11月28日にはティーボーを拘束することになる⁽⁶⁾。

しかし、ティーボー拘束後における上ビルマの統治形態は未定であり、その点に関してチャーチルはすでに10月にダファリンの意見を求めていた。チャーチルは参考資料として統治形態に関する見通しのリストを出していた。まずビルマをインドとフランス間の緩衝国とする案については、ビルマ自体の国力がその前提として要求されるがビルマにはそれが不足しているという問題があった。これに対して、イギリスの保護国として王政を継続させればフランスが利用して影響力を及ぼす可能性が懸念される。しかしイギリスが中国と直接国境を接しないことになるので、中国との緊張を強めることもなく、雲南地方との通商の拡大にも役立つであろうという利点もあった。

ダファリンは併合に反対であり、保護国化して王政を維持することを好んだ。ビルマの直接統治はインドの財政に負担を及ぼし、さらにビルマの治安の維持にはインド兵の駐留が必要になるが、インド北西部に対するロシアの脅威が続く限り、上ビルマにインド兵を常駐させることは困難である。それに対してビルマを保護国とすることは中国との緊張を和らげる効果がある⁽⁷⁾。このような判断に基づいてダファリンは上ビルマへの開戦に先立って中国の出方に注目し、中国政府の動向に関する情報を要求したのである。

ダファリンの要請に対して10月下旬、駐華公使代理のオーコナー (O'Connor) は、ビルマがもし朝貢国として中国に訴えれば中国は併合に反対すると回答した。一方総税務司のハート (Robert Hart) は11月2日、海関ロンドン局長キャンベル (James P. Cambell) へ電文にて、中国はビルマのために介入しなくてはならないであろうと警告した。すでにイギリス駐在公使曾紀澤は書記のマカートニー (Halliday Macartney) を通じてイギリスの遠征の意図を打診していた。なかでも1885年10月から11月にかけて中国側の動向とそれへの対応策を活発に提言したのはハートであった。ハートは連日のようにキャンベルに電文を送り、イギリス政府に働きかけた。11月2日、ハートは、中国はビルマのために介入せざるを得ないとして、その予防のための中国との協定案を提示した。その案とは、ビルマ・インド間の問題を中国に解決させるか、イギリスがビルマに10年毎の朝貢を継続させることによって中国にイギリスの好む作戦を容認させるか、いずれかを選択することであった。ハートは、外務次官のポンスフット (J. Pouncefote) は前者を好むかもしれないが、中国の要求する朝貢とは「今では頭を引き抜かれたものに等しい (“head-rend-in kind”）」、つまり虚名に過ぎないから、自身は後者を探るものであると提言した⁽⁸⁾。

イギリス政府はこの時点においてはビルマ・中国間の関係について詳細な情報を得ておらず、それゆえ11月初めにおけるソールズベリの方針は、イギリス政府は中国の申し出は十分理解するが遠征中止はすでに手遅れになった、と曾紀澤に回答するにとどまった⁽⁹⁾。インド政府は中国の出方に不安を抱いていた。11月5日、チャーチルはダファリンに対して、中国の態度をイギリスは軽々しく見てはならず、また、中国との紛争を誘発する犠牲をはらってビルマを併合すれば、イギリスの通商上の利益は破滅するかもしれないと伝えている。チャーチルはフランスのトンキン侵略に対して中国が武力抵抗したことを重視していた。「中国のフランスに対する成功は、そのヨーロッパ諸国に対する態度を攻撃的なものになっている」、それゆえインド政府が中国に特使を派遣してビルマにおける中国の権利の問題を交渉してはどうか、とダファリンに提案した。ダファリンもまた、イギリスは過去に2度ビルマと戦争を行って中国の介入なしに領土を分割したが、今回は中国の態度を重視する必要があると述べて特使派遣案に賛成した⁽¹⁰⁾。北京への特使派遣案が浮上するなか、ハートはキャンベルに対し、総理衙門は問題の收拾をハートに一任したと伝えた。ハートによれば、総理衙門はイギリスのビルマに対する要求は中国が助言して解決できるものではないので、中国が介入すればかえって問題を拡大することになることを恐れたからだとしている。ハートは2か条からなる收拾案を提示した。第1条は、イギリスはビルマに10年毎の朝貢を行わせ、中国はイギリスがビルマと締結する条約を承認すること、そして第2条は、中国はビルマ・中国の1地点を選んで開港場と同じ条件にてイギリスの通商に開くことに同意することを骨子としていた⁽¹¹⁾。ハートが中国とビルマの朝貢の継続を認めるように主張した理

由として、箱田恵子氏は「ビルマ・雲南間の内陸通商路の確保」にあると指摘する。つまりイギリスは中国に朝貢継続と言う虚名を与えて通商と言う実利を取ることが賢明であるという指摘である⁽¹²⁾。もっともハートが朝貢の継続にこだわったより大きな理由は、彼が中国の大国としての将来性を有望視し、その中国との関係を強化することがロシアに対抗するイギリスの利益になると考えたことに見出せよう。すでにハートは、イギリス政府がアフガニスタンをめぐるロシアと緊張状態にあった9月に、ソールズベリに対して英中同盟の締結の可能性を打診していたのである⁽¹³⁾。

ポンスフットはオーコナーがハート案を原則支持したことを受けてチャーチルに同意を促した。しかしチャーチルは、ティーボーに対する軍事作戦が終了する前に中国にかような提案をすることは望ましくもなければ実際的でもなく、ビルマの将来はイギリスとインド政府においてとりうる選択肢が十分検討されるまで決定されるべきではないと反発し、ハート案に難色を示した。それゆえチャーチルは、使節を北京へ派遣して中国政府と全問題を協議し、英中両国に利益となる協定を締結することがもっとも適切な方針であるとの対案を示した。その協定が受け入れられれば、「インド・中国政府間のより大きなアジア政策の問題について、より密接な了解を導くことになるのかもしれない」。チャーチルはおそらく、ビルマ統治問題はインド政府が主体となって十分に考慮した上で解決すべきものと考えていたのであろう。したがってチャーチルはハート案には保証がないと突っぱね、さらに北京へ派遣する特使はインド総督が任命し、オーコナーも交渉にかかわるべきではないと主張した⁽¹⁴⁾。

チャーチルは明らかに上ビルマのインドへの完全併合の可能性を検討していた。インド事務省においては、上ビルマにおけるイギリスの地位が保障されず、フランスの影響力が強まるばかりであるという不安が残っていた。さらにティーボーによる迫害を逃れてフランス領ボンディシェリに亡命したビルマ王子ミンゴーンをフランス政府が使喚してビルマの王位につけ、その影響力を拡大するために利用しようとしているという疑いも強く残っていた。チャーチルはイギリスのビルマ政策にヨーロッパ諸国が少しでも関与することに強い抵抗感を示し続けたのである⁽¹⁵⁾。このように中国政府、ハート、オーコナー、そしてインド政府間に統一見解が形成されず、ビルマ・中国間の朝貢関係の実態調査も不十分な状況では、ソールズベリも具体的方針を中国に提示しようもなく、とりあえず曾公使に対して、イギリスの対ビルマ作戦を遂行する際には中国の権利を完全に承認し、中国の同意と友好に沿って行うという保証的声明を与えるにとどめていた。一方、ハートはこのようにイギリス政府の方針が一向に定まらないことに苛立ちを示し、「あらゆる要素を考慮しても私の提案が速やかに友好的で納得のいく最良の解決策になる」と述べ、インド事務省へ速やかな決定を督促した⁽¹⁶⁾。しかしチャーチルの秘書はポンスフット外務次官とキャンベルに対し、ビルマ統治の将来や併合の可能性をも考慮すると協定を早期に締結することなど不可能であり、また、もし併合と決定され

ればイギリスが中国の朝貢国になることなどありえないと語り、さらに中国がビルマと締結した最も新しい1769年の条約においては親書の交換のみが記されているに過ぎない、つまり朝貢の実体がないと指摘して、インド事務省が完全併合を好んでいることを強く匂わせた。ポンスフットもイギリスが朝貢を認めることは不可能という点では一致し、代わりに「現状の関係の継続」と言う表現に置き換える考えを示したのである⁽¹⁷⁾。

ハートは外務省がインド政府と協議することは当然のことと認めたが、英中間の問題が植民地に関するのではなく国際問題であり、中国は何らかの事故が起きれば介入するかもしれない、インド事務省が出しゃばれば中国は雲南からビルマへ軍を移動させて抗議するかもしれないと述べてチャーチルの態度を批判した。ハートは「朝貢」という語には3つのパターンがあり、それらは第1に叙任を伴った世襲領から君主に贈られる固有の意味の朝貢、第2に叙任を伴わずに定期的に贈られる限定的朝貢、そして第3に外国政府から中国皇帝に対する贈り物の3つである。第1の事例における朝貢国は中国に従属してその保護を受けられる、第2における朝貢国は独立国であるが援助を期待できる、第3の朝貢国は同情を受けるだけであり、朝鮮、ビルマ、イギリスがこれら3つのパターンの朝貢国にそれぞれ該当する。このようにハートは説明してイギリスは臨機応変に対処すべきだと強調した⁽¹⁸⁾。しかし、ハートがこのような申し立てを行っていたとき、フランス上院はフランス・ビルマ通商協定を批准し、ビルマ使節団との批准書交換が間近に迫っていた。11月26日、このフランスの動きに対応するかのよう、ソールズベリは曾公使に対して特使が派遣されること、ビルマ王の懲罰が終わりイギリスの名誉が回復され次第、英中間の共通の利益を増進するために中国がビルマに持つ利益や特権を承認する取り決めをイギリス政府は討議する用意があると通達した⁽¹⁹⁾。このようなイギリス政府の方針はハートを一層苛立たせた。ハートはキャンベルをも批判した。「君の計画は中国がただただ避けようとしていること、つまり問題を公にして交渉を公式化するというを行おうとしているだけである。君はこうして儀礼や伝統が要求している立場を無視し、イギリスの利益に有害となり中国には不利益となる、そして中国政府が歓迎していない立場を公に取らざるを得ないように仕向けているのである」⁽²⁰⁾。このハートの指摘を裏付けるように、オーコナーもまた、中国政府は特使派遣に反対していると伝えた。中国政府は、ビルマ問題を列国や中国人民の前にさらせば、かえって事態を深刻にして体面を失うという理由でというからだという。

12月上旬、チャーチルはあっさりと特使派遣計画を放棄した。そのもっと大きな理由は11月28日にティーボーが拘束され、30日にはビルマが降伏したことにあった。イギリスの軍事作戦が中国の干渉を受けることもなく大方終了したことはイギリスのビルマにおける立場を大幅に強化し、中国の要求を慎重に考慮する余裕を与えていたのである。こうして中国の干渉を予防するために朝貢継続という虚名を与えよというハート案

の骨子の一つは後退することになった。

2. カリー・マカートニー交渉

12月11日、チャーチルはソールズベリへ当面の方針として、ティーボーによるビルマ支配は2度と認めないことは決定済みであるとした上で、中国が主張している権利や特権の内容とは何かについて中国政府から明確な声明を受け取り、その声明を友好的態度で調査することが望ましいと伝えた。ソールズベリは明確な権利に関する声明を求めると、かえって中国側から過大な要求を突きつけられかねないと慎重であったが、それでも友好的に対応することで基本的に同意した。一方、曾公使は12月12日にソールズベリの11月16日付の覚書を受け取ったことを伝え、ビルマの将来に関する取り決めに速やかに協議したいとほめかした⁽²¹⁾。それゆえソールズベリはチャーチルを通してビルマ統治の将来の形態についての選択肢に関する司法官僚の見解を求め、中国との交渉に備えようとした。23日、チャーチルはビルマの将来の統治形態に関する司法官僚の判断をソールズベリに送付した。司法官僚は次のような見解を示した。1. 上ビルマにおける出来事は、ビルマ国の独立的存在を失くさしめる権利をイギリス女王に与えている。2. それに伴い、ビルマと諸外国との条約は継続が認められてはならず、その旨を諸外国へ適切に伝えられなければならない。3. もしビルマがイギリス女王の領土となる公式の通告がなされなければ、締約国はビルマの主権が土着の支配者に移ったに過ぎないと判断し、したがってビルマ政府は一時機能を停止しただけであるとして条約の有効性を主張することになりかねない。4. 征服によって得られた領土は国王が希望される間は、国王の命令を受けた官僚によって統治されても良い。5. インド総督がこの任務を果たそうとするのなら、彼はその許可を受けなければならない⁽²²⁾。ソールズベリはクリスマスを控えた12月23日、曾公使に覚書を送り、イギリス政府は「将来のビルマ統治の性格が決定される前に、もっとも友好的方法で、記録や慣行から正当と認められうる中国の特権ないし権利を調査する用意がある」と慎重に言葉を選びつつも、イギリス政府が中国に与えた保証を忘れてはいないことを強調した⁽²³⁾。

イギリス政府はフランスがビルマと調印した条約が発効し、時機を失すればフランスの影響力がさらに強まることを危惧していた。さらに、12月に行われた総選挙の結果、ソールズベリ保守党政権はグラッドストーン (William E. Gladstone) 自由党内閣に政権を翌年2月から明け渡すことになり、反帝国主義者と見られていたグラッドストーンがビルマ戦争に対してどのような態度をとるのか不明であった。それゆえソールズベリ政権はビルマ戦争に関する現政権の政策を新政権に引き継がせる必要から、ビルマをイギリス領に併合することを最終決定し、これを受けて翌1886年1月1日、インド政府はビルマがイギリス領となることを緊急に宣言した。もっともこの併合宣言において、ビルマが「女王陛下が希望される間は、インド総督が折々任命する官僚によって統治されるこ

とになる」と表明されていたことから窺い知れるように、ダファリンはまだこの時点においてはビルマ王国を保護国として再編する考えを完全には捨てていなかったのである。そしてイギリス政府もまた、ビルマ統治の将来の形態については、ダファリンがビルマ現地を視察して判断を下す権限を持つことを認めていたのである⁽²⁴⁾。その間にも中国とビルマ間の伝統的な関係について調査が進められた。外務省はまず中国の重視する点が経済的なものか、それとも儀礼的なものかについて確かめたがった。曾公使はティーボー王の代わりに他のビルマ人の王を即位させることで問題は収拾可能であると述べた。オーコナーは、中国政府、特に西太后はイギリスがビルマを保護国化してビルマ王国を存続させることによって朝貢を継続することが唯一の関心事であると報告していた⁽²⁵⁾。しかし、曾公使はイギリスがビルマの併合宣言を出したことに對して不安を表明し、さらにオーコナーも、李鴻章や総理衙門もまた併合に不安を抱いていること、そして中国の権利や特権が10年毎のビルマ王からの朝貢に限定されるため、中国はイギリスが指名する王ならば誰でもかまわない、そしてビルマの内外政をイギリスが支配することを認めるつもりであると伝えていた⁽²⁶⁾。

しかし、問題はすでにインド政府の調査においてビルマ・中国間の朝貢関係に強い疑問が浮上したことであった。ユール大佐 (Colonel Yule) は、1769年に中国・ビルマ間で調印された条約について、中国の文献ではビルマが中国に朝貢を贈ることに同意したこと、そして中国はビルマに新たな王が即位する度に使節を派遣したことと記されていることは確かに認められるが、ビルマ側は贈り物の交換は対等な国家間に取り交わされる性格のものに過ぎないと思っていると指摘した⁽²⁷⁾。バーナードは上ビルマは中国の朝貢国ではないと述べ、ビルマ王国の大臣らの話として、中国政府はビルマ王に贈り物と公的な友好文書を送ってきているが、ビルマ王も返礼として贈り物と友好の意を刻印した金の延べ板を渡しており、しかもそれは対等の人に宛てられるために用いられるものであると付け加えた⁽²⁸⁾。

それに対して1886年1月初めにおけるソールズベリの考えは、インド事務省の同意が得られれば、ビルマ・中国間に使節と朝貢の交換協定を結び、さらに英中貿易拡大のためにロンドンか北京においてイギリスが併合するビルマと中国との国境画定交渉を進めることにあったように思われる。ソールズベリの打診に対してチャーチルとダファリンは同意を与えた。もっともチャーチルは使節と朝貢の交換は1769年のビルマ・中国間の条約に従って継続することを提案し、さらにバモーを中国に割譲することには反対の意思を表明した⁽²⁹⁾。さらにチャーチルは、上ビルマは中国の朝貢国ではないとするバーナードからの新たな文書を外務省に送付して、協定の締結に際しての注意を促した。

一方オーコナーは、ビルマが朝貢国として中国に訴えでもすれば中国は併合に反対するかもしれないが、その自尊心が併合という文字によって傷つけられることさえなけれ

ばイギリスの政策に変更を迫ることもあるまいと伝えた。オーコナーはさらに、ハートの協定案は中国政府の感情を気遣ってする譲歩、つまり朝貢継続の是非という側面からよりも、イギリスとインドの利益から捉えるべきものであると述べている。つまりオーコナーは、ハート案をもとに中国と協定を結ぶことができれば、その第2条は中国におけるイギリスの通商に極めて有益となるとソールズベリに強調したのである⁽³⁰⁾。これらの意見を踏まえて、ソールズベリは1月12日、オーコナーに自らの考えを次のように伝えている。

朝鮮における統治について、中国政府の威信に有害となる事態が起こっている。そして総理衙門はアンナン、トンキンにおける逆行的な経験は、彼らの情勢に対する失策にある程度起因するものであると思っている。それゆえ危険な先例が作用することを防止するために、彼らはビルマに関して考慮されている新たな協定に中国の宗主権がいくらか認められるべきであると願っているのである。

私は中国公使に対して、ビルマの併合はその国の内情とフランスがビルマにおいて採った立場によって必要になったと述べた。現在フランスはきわめて友好的であり、トンキンにおけるフランス軍の進行も、それ以上の企てを進めるものではない。しかしこれらの状況は変化するかもしれない。フランスの所領がカンボジア溪谷へ広がるかもしれない。その場合にはフランスの領土はビルマへも汚染するかもしれない。……

私はこの時期において、インド政府が状況によって採用せざるを得ないような正確な協定を予測できない。土着の王の擁立はどうみてもインド政府が検討する問題ではないと思う。しかし、おそらくもし教王（spiritual sovereign）ないしラマ（Lama）がビルマに立てられ、彼が10年に一度の使節と貢納を中国宮廷に派遣すれば、中国政府の希望は満たされるかもしれない。もっともこれは単なる提案に過ぎないとは述べたが。……

私は曾公使に、イギリスが抱いている主要な目的の一つは中国との通商の拡大であり、その目的のために中国との友好がイギリスにとってきわめて重要なのであるとのめかした。しかし、もし中国政府が自らの威信が損なわれないよう維持するために望んでいる措置をイギリスがとってやれば、通商関係の改善に中国政府の友好的協力をあてにできることになるともほめかした。⁽³¹⁾

ビルマに教王を立て、彼を通して中国に朝貢を継続させる案を提示したのはインド政府であった。仏教の支配者が朝貢を継続することは、ビルマにティーボーの後継者を立てる面倒やフランスやイタリアが条約上の権利の復活を要求する問題を回避できる。このようにダファリンは考えたのである⁽³²⁾。さらに形式上の朝貢を継続させることによ

て中国の体面が保たれることになればイギリスの通商の拡大に寄与する。このようにして、ビルマ併合をめぐる中国との関係の調整は、イギリスの中国内陸部への通商拡大のための道具として用いられることになったのである。

ソールズベリは協定の取り決めを提案し、中国政府の同意を得て、1月下旬からロンドンにおいてソールズベリの秘書官であったカーリーと曾公使の秘書であるマカートニーの間で交渉が開始されることになった。マカートニーは、イギリスがビルマに教王を任命し、中国皇帝から叙任を得たうえで彼が中国へ朝貢使を派遣すること、そしてイラワディ川をビルマ・中国間の境界としてバモーを中国へ割譲し、そこを英中両国間の交易所とすることを提案した。カーリーは前者については好意的見解を示しつつも、バモーの割譲にはイギリス政府は同意できまいと指摘した⁽³³⁾。ソールズベリも自らほのめかした教王案に当然賛成したが、インド政府の問題であるとしてチャーチルに照会した⁽³⁴⁾。しかしチャーチルとダファリンは教王案に関心を示したものの、程なく方針を転換した。ダファリンはビルマが中国へ朝貢使を派遣した事実はなく、単に贈り物と友好的書簡を交換していたに過ぎないと指摘し、さらにインド事務省も中国は仏教国ではなく、また中国仏教はビルマ仏教と異なる。さらにイギリスが教王を任命すればビルマの仏教界が反対してビルマの内紛の原因をつくりかねないとの不安を表明し、それに代わってビルマ政府の行政官僚と中国政府との間に10年毎の使節と贈り物の交換を継続させることを対案として提示した⁽³⁵⁾。

1886年2月、イギリスではソールズベリ保守党政権からグラッドストーン自由党政権へと交替し、それにともなってインド事務相もチャーチルからキンバレー (Lord Kimberley) へ、外相もローズベリ (Lord Rosebery) へと交替した。ビルマ問題への対応が注目されたグラッドストーンはビルマ戦争と併合を支持し、2月13日にはキンバレーもまもなく召集される議会において政府のビルマに対する方針を答申するための準備に入った。同日、ビルマ現地の情勢視察を終えてマンガレーからインドに戻ったダファリンは議会で併合の承認を求めることを勧告した。ティーボー王の拘束後もビルマでは混乱が続き、略奪が横行していた。そしてボンディシェリからは王位僭称者のミンゴーン王子がビルマに向かったとの情報もたらされていた。略奪や横行はビルマを保護国として統治する形態では解決できない、さらにイギリスが信頼できる王位継承者が存在せず、仮にそれを立てたとしてもインド軍の支援なしでは王位を維持できない。ビルマは緩衝国として存続させるにも、その機能を果たすだけの力もない。これらの要素がダファリンのビルマ保護国化構想を断念させたのであった。ビルマの完全な併合と直接統治こそが「上ビルマの平和と繁栄および帝国とその通商上の利益を確保する最良の考え」なのであった⁽³⁶⁾。それゆえダファリンはキンバレーに対して「外務省が反対しなければステレオタイプな友好書簡と贈り物の交換をイギリス政府の名において継続してよいかもしれない」と伝え、キンバレーも交渉において「もちろん中国とのどのような

協定においてもイギリス政府が中国の下位におかれるような表現を認めることが起こらないように注意する必要がある」とポンスフット外務次官に伝達した⁽³⁷⁾。インド政府とインド事務省はビルマの完全併合の決定がなされた以上、朝貢という語がたとえ名のみであっても協定に入り込み、イギリスが中国の属国とみなされることを回避する方針へと転換したのである。

これとは対照的にその直後に外務省に着信したオーコナーの書簡では、西太后は新駐英公使に予定していた劉瑞芬に対して「中国の名誉がビルマからの朝貢の継続という形で保たれるようにせよ」と指示し、朝貢の継続こそが中国の権利であるという姿勢を強調していた⁽³⁸⁾。しかし、イギリス議会は2月22日ビルマの併合を承認し、2月26日、ビルマを正式にインド帝国へ吸収した。外務省はビルマと条約関係にあった諸国に対してそれらの条約が無効になることを通知する手続きを進めた⁽³⁹⁾。当然外務省は、カリー・マカートニー交渉において、ビルマ統治担当者が使節と贈り物を中国へ派遣することをイギリス政府は好ましいという表現へと変更し、曾公使の回答を要求した⁽⁴⁰⁾。ソールズベリが出した教王案を好ましいとする曾公使の返答に対して、カリーは使節と友好書簡の交換という形で合意に到れば朝貢問題は起こることもなく、したがって2国の主権者が完全対等な立場で10年毎に使節を交換するものと理解されたいと繰り返した。マカートニーは、教王案は総理衙門も受け入れたことなので変更には応じられないと反発した。この中国政府の主張を裏付けるようにオーコナーも、総理衙門は朝貢関係の継続を重視する以上、ビルマ王国の独立性が破壊されることを嫌っていると伝えてきた。イギリス政府がビルマ王国の存続を主張する中国の要求をことさら斥けようとした背景には、「フランス政府がミンゴーン王子をポンディシェリから離れることを認めないことが重要である」とキンバレーが述べていることから分かるように、フランスがミンゴーン王子を利用してビルマに影響力を復活させることを警戒したこともあった⁽⁴¹⁾。

総理衙門はそれでもビルマ・中国間の朝貢関係の歴史的事実を強調し、カリーの新提案を拒絶、あくまでも世俗ないし宗教上の君主の擁立に固執した。カリーはそれを「驚きと遺憾」として受け止める一方、かねてインド政府が提案していた「ビルマの最高機関に10年毎に使節派遣を継続させるようにイギリス政府が指示する」用意があると告げ、曾公使に再考を促した⁽⁴²⁾。3月19日、マカートニーは曾公使の意見として、中国の威信を保つ限度を超えてその本質的利益に有害となるような前例が中国人民の目の中に出来上がることを避けるためにも、中国政府は10年毎の使節の継続を求める以外にない、ただしビルマ王子が王位につくという条件でならば使節継続の要求を放棄する用意があると伝えた。しかし、ビルマ王擁立はイギリス政府にとってもはやすでに非現実的なものとなっており、ローズベリも中国のこの提案には返答を与えるつもりもなかった⁽⁴³⁾。北京でもオーコナーが中国政府の異議申し立てに遭遇していた。中国・ビルマ

間で使節と贈り物の交換を継続したいとするイギリス案に対して、醇親王は即座にオーコナーの発言をさえぎり、「これらの贈り物は朝貢上の供物 (tributary offerings) であり、それに附属する朝貢の書簡もこの文言を刻印するものである」と述べ、さらにイギリス政府の誠意は評価できるがイギリスは中国の主張の本質が理解されていないとはねのけた。「王位継承は維持されるべきものである。イギリスは (中国と対等の国家であるため) ビルマのように貢物を贈ることができるはずがない。ビルマからの贈り物は、ビルマ人が反対に何を言おうが、貢物なのである」。こうした総理衙門の主張に対して、オーコナーは1769年の条約では朝貢の事実を疑わしいものとしていると応じたが、それに対して総理衙門大臣たちは不快な表情を示して、その存在を否定したのである⁽⁴⁴⁾。

このように英中交渉が難航する中、4月12日に曾紀澤はそれまでの交渉経過を振り返り、ソールズベリは中国の権利を配慮して教王案を提示したのに、政権交替以後イギリス政府がその実現が不可能としていることに不満を漏らした。そして曾公使は、チベットのグランド・ラマは中国皇帝によって叙任されている、モンゴルおよび中国人民のほとんどは仏教徒であるが中国皇帝を現世の支配者として認めているとして、教王の擁立を不可能とするイギリス政府の申し立ては承服できないとして不信を表明し、ソールズベリ案の復活と実現を要求した。ローズベリは、ソールズベリは決してその案を採用すると誓約したわけではなく、もしビルマに教王が擁立されて中国皇帝に10年毎の使節の派遣と贈り物をなすことができれば、中国政府の希望が満たされるかもしれないという考えがインド総督に浮かんだことを、会談で持ち出したに過ぎないと応えた⁽⁴⁵⁾。威信の維持のためにビルマ王国と朝貢関係を復活させようとする中国の主張に対して、外国、特にフランスの影響力の波及を警戒して、虚名ではあっても中国の宗主権が併合後のビルマに及ぶことによって国家の威信が損なわれることを回避しようとするイギリスの姿勢は平行線をたどるばかりであった。こうしてロンドンにおける英中交渉は頓挫したのである。

3. チベット遠征計画の復活とビルマ問題

さて、すでに指摘したようにビルマ併合とその後のビルマ統治形態をめぐる問題は、基本的にイギリス外務省の仕事というよりインド政府の仕事であった。そのために外務省はインド事務省およびインド政府と中国との交渉について頻繁に情報を交換し続けたのであった。それゆえ、ロンドンにおける交渉の進捗が期待できなくなったとき、インド政府とインド事務省の対応が重要になってくるのである。そしてローズベリが曾公使への対応に苦慮していた4月中旬、キンバレーはダファリンに対して、ビルマ政府が10年毎の使節を継続する提案に関して、イギリス人を加えずビルマ人のみからなる使節が派遣されれば中国の受諾が容易になるのではないかともちかけ、このキンバレーの意見にダファリンも同意していた⁽⁴⁶⁾。外務省もすでに3月17日の交渉においてビルマ

人による使節派遣の考えを提示していたが、中国政府は4月中旬になっても検討中であつた。

ところで5月17日に外務省に着信したオーコナーの文書では、李鴻章と西太后のビルマ問題についての態度に言及したが、それによれば西太后はビルマ・中国間に存在していた朝貢関係に代わってインド皇帝、すなわちイギリス女王と中国皇帝が10年毎に使節と贈り物を交換することには同意することにでもなれば、中国は体面を失うことになるとして反対していた。さらに李鴻章も、中国がインド皇帝と中国皇帝は対等であると認めている以上、イギリス女王が中国皇帝に朝貢使を派遣することはあり得ないと考えていた。もっとも李はビルマ総督ないしビルマ行政官がその権限において朝貢使を派遣することが可能かどうか、という考えも提示していた。外務省は李の示唆を受け入れ可能とみなし、「イギリス政府は、ビルマの最高機関が慣行上の様式にしたがってビルマから中国へ10年毎に使節の派遣を継続し、その使節もビルマ人から構成されるように指示する」との提案を曾公使に伝えるとともに、オーコナーに対しても李鴻章に働きかけて総理衙門を説得させるように訓令した。キンバレーも「中国が完全にインド女帝と中国皇帝の地位が対等であると理解していることに満足」しつつ、この外務省案に同意する⁽⁴⁷⁾。

イギリスが中国に対して新たな提案を行い、その受入を期待しているさなかに生じた事件が、インド政府によるマコーレー使節団のチベット派遣計画であつた。インド政府はかねてから中国内地およびチベットへの通商の拡大を試み、1870年代にビルマ・雲南ルートの調査を急いで遠征隊の派遣を決定、中国政府の承認を得てビルマから雲南に向かわせた。その際、現地通訳官として北京公使館から派遣されたマーガリーが雲南省にて殺害され、その謝罪と処理に関して、イギリス政府と中国政府との間に1876年に芝罘協定が成立した。イギリスはこの協定特別条項において中国の駐蔵大臣による状況判断という条件付ながらもチベットへ遠征隊を派遣する権利を獲得した⁽⁴⁸⁾。しかし、中国はチベット人の反英感情を気遣ってそのチベット遠征を拒む傾向にあつた。その中でインド政府は1886年春にマコーレーを団長とする6人のヨーロッパ人と5人のアジア人士官、そして65人の護衛兵を伴った遠征隊の派遣を計画していた。その際インド政府は外務省に対して、使節派遣に先立ってビルマ問題でイギリスと中国が了解に達しなかった場合、中国の感情を考慮してチベット遠征を延期したほうが良いものかどうか、またこのビルマ問題とチベット遠征という2つの問題の解決を中国に同時に求めることが賢明であるのか、あるいは賢明でないのかを問い合わせた。外務省は、中国公使がチベット遠征に理解を示していたことや中国政府が芝罘協定を無視することはないという判断から、ビルマ問題のために使節派遣を延期する理由はないと判断していた⁽⁴⁹⁾。

ところがチベット人はイギリスの使節派遣を知らされると武装反乱を起こして抵抗し、これを憂慮した総理衙門はオーコナーに対して使節派遣を延期するように依頼し

た。オーコナーがこの依頼を拒否すると、総理衙門はイギリスが使節派遣を延期するならば中国はその見返りとして速やかにビルマ協定案を検討すると回答した。オーコナーはこの機会をとらえて独断で3か条の協定案を提示するとともにイギリス政府に彼の協定案を採用するように打診した。オーコナー作成の協定案は次のとおりである⁽⁵⁰⁾。

第1条 イギリスは、ビルマにおける最高の文民ないし宗教機関がビルマから中国に派遣される習慣上の10年毎の使節を継続させること、なおかつ使節団員はビルマ人であることに同意する。

第2条 中国はビルマにおけるイギリスの權威を承認することに合意する。

第3条 ビルマと中国間の国境は国境委員会によって確定されること、そして国境貿易の条件は、もし以前のように継続することがなければ、国境貿易協定によって決められるものとする。

ダファリンはこのオーコナー案について「チベット使節団計画を犠牲にすることに一瞬のためらいも感じない」として賛成した。ローズベリもビルマに関する協定が速やかに締結されるという了解に基づいてマコーレー使節団を撤回することに同意し、即刻オーコナーに対して第1条の「文民ないし宗教上の」の語句および第3条の「もし以前と同様に継続することがなければ」という語句を削除すれば、協定を締結しても良いと訓令した。さらにローズベリは国境問題についても「ビルマがイギリス領に併合されることによって中国が所有することになるかもしれないサルウィーン東のシャン国家における権利の行使を譲り渡すことに同意する」という一文を協定に付け加えても良いとの譲歩を示し、ビルマ問題の早期解決を目指したのである⁽⁵¹⁾。

しかし中国政府は第1条において「供物を携えて (with offerings)」の語句を挿入すること、および芝罘協定特別条項を廃止することを要求した。ローズベリは「供物を携えて」という語句を用いることは後になっての論争を避けるために同意できないとして、その代わりとして「習慣上の様式にならってビルマから中国に派遣される10年毎の使節」という語句を挿入することを提案した。一方特別条項の廃止については、ローズベリは芝罘協定が批准されて間もないのにそれを廃止することは、それに調印した「主権者の威厳と矛盾する」と批判し、その代わりとしてイギリスには使節派遣を認めた特別条項を現状では利用する意思はないとして、中国の不安を緩和するようにオーコナーに指示した⁽⁵²⁾。

しかし中国が「供物」の挿入にこだわったことは合意の成立を困難にするように思われた。6月16日、ローズベリは北京に着任したばかりの新公使ワルシャムに次のように不満を漏らしている。

中国政府がイギリスの提案をそれがなされたのと同じ友好的精神で受け入れてくれないことは残念である。我々のビルマについての文言は過去同様に使節の継続を保証している。しかし中国公使に繰り返し説明したように、我々はインド皇帝が中国皇帝に対して下位に置かれることを示唆するような語はどのようなものであれ、協定には入れられない。この理由によって我々は「供物」という語に反対しているのである。

中国が朝貢の継続を意味する語の挿入にこだわる一方、イギリスは朝貢を意味することになる語の挿入は断固拒否した。このようにしてビルマ協定の文言をめぐる交渉は、両帝国の威信をかけた論争となったのであった。ここに至ってローズベリはチベット使節団派遣の延期をビルマ協定締結の交換条件として利用しようとするのである。

チベットについては、我々の唯一の目的は「通商に関して」である。もし中国が使節を派遣せずとも我々のためにこの目的を満たしてくれるのならば、我々の要求する通商上の便宜を確保してくれる協定と交換に、芝罘協定の規定を取り消すこともいとわれない。もし中国政府がビルマからの使節派遣に関する我々の文言を受け入れてくれるのならば、我々は協定に次のような追加をすることに同意する。イギリスは、中国がイギリスのためにインド・チベット間の通商のための便宜を図ってくれ、そしてビルマ・中国間の通商に十分な便宜を与えてくれるという理解に基づき、芝罘協定追加条項に意図されている使節の派遣を2年間延期することに同意する。インド・チベット間の通商が十分に確立され次第、イギリスはインド・チベット間の通商継続を保証する協定と交換に、チベットに関する芝罘協定の規定を取り消すことに同意するであろう。」⁽⁵³⁾

5日後の6月21日、ローズベリはさらにワルシャムに指示する。「もし中国の物分りが悪ければ、チベット使節団がまもなく出発することになるとオーコナーを通してほめかしても良いかもしれない」⁽⁵⁴⁾。このようなイギリスの姿勢に対して総理衙門では醇親王が妥協案をオーコナーに提示していた。それは協定案第1条に「中国へ貢物を贈るビルマの古い習慣に従って、イギリスはビルマの最高機関が10年毎に地産品を携えた使節を派遣することに合意する」⁽⁵⁵⁾。ローズベリはこの回答に満足し、この文言に若干の修正を施したイギリス側の協定草案をワルシャムに送付した。草案は4か条からなっていた。

第1条 イギリスは、ビルマの最高機関が古いビルマの習慣に従って10年毎に地産品を携えた使節を派遣することに合意する。

第2条 中国はビルマにおけるイギリスの権力を認め、中国・ビルマ間の通商を保護

し奨励することに同意する。

第3条 ビルマ・中国間の国境は国境確定委員会によって定められること、そして国境貿易の条件は国境貿易規定によって定められることとする。

第4条 中国政府が上記の規定に同意することを考慮して、イギリスは、中国がイギリスに対してインド・チベット間の通商のために十分な便宜を確保することを条件として、芝罘協定特別条項に意図されている使節派遣の延期に同意する。もし2年が経過するまでにインド・チベット間の通商が十分に確立されたのならば、イギリスはそれら2国間の通商の継続を確保する協定と交換に、チベットに関する芝罘協定の規定を廃止することに合意する。⁽⁵⁶⁾

ローズベリは草案第1条において醇親王案にあった「中国へ貢物を贈るビルマの古い習慣に従って」という一節から「中国へ貢物を贈る」という語句を削除し、あくまでも中国との協定に朝貢という表現が紛れ込むことを嫌った。それでも中国が協定草案を受け入れやすくするための譲歩として、最終的には削除した文言を復活させることも認めたのであった。

このローズベリ草案にダファリンも同意したが、中国がビルマに贈り物をする 것도慣行のはずなので、それを表す文言を協定に追加すべきではないのかとの意見を追加した。しかしローズベリはそれによって得られる利益は何もないと応じ⁽⁵⁷⁾、こうしてローズベリ案をもとにして中国政府との最終調整がなされることになったのである。

おわりに

1886年7月24日、英中間でチベット・ビルマ協定が調印された。その第1条は「ビルマが地産品を贈呈する10年毎の使節を派遣する習慣に従って、イギリスはビルマの最高機関が慣行である10年毎の使節を派遣し、かつその団員はビルマ人であることに合意する」こと、そして第2条は「中国はイギリスが現在ビルマにおいて行使している権力および支配に属するすべての事態において、イギリスが適切で妥当であるとみなすことを自由に行うことに同意する」ことを規定した。第3条はビルマ・中国間の国境が国境画定委員会によって定められることおよび国境貿易の条件は国境通商協定によって決定されること、第4条は芝罘協定特別条項に規定してあるように中国政府がビルマ情勢を調査し使節派遣に障害があると判断した場合には、イギリスは使節派遣を撤回することに同意すること、そしてインド・チベット間の国境貿易を求めるイギリスの希望については、中国政府は状況を慎重に調査した後、通商の拡大と促進をチベット人に働きかけるよう務めること、もっとも中国政府は実施可能ならば慎重に通商協定を考慮するが、克服しがたい障害がある場合には、イギリス政府はそれを強要しないことを規定した。

イギリスは国境貿易およびチベットへの通商拡大についての望みを中国に了承させたが即時強要することを控えて中国に配慮した。特にチベットについては中国の意思を尊重することを確認した。それでは第1条と第2条はどうであろうか。イギリスは第1条において朝貢使の派遣に合意することによって中国のビルマにおける宗主権を虚名とはいえども認め、一方中国は第2条でイギリスのビルマ統治権を完全に認めたと単純に理解し、ビルマ・チベット協定は西洋国際法上では矛盾した内容を持つが、東アジア伝統的秩序においてはビルマの「両属」を認めた英中妥協の産物⁽⁵⁸⁾として解釈してよいものであろうか。

すでに見てきたように、イギリス政府は当初からハートの朝貢継続を虚名として認めビルマ併合・通商拡大という実利を引き出す提案に慎重な態度で臨み、併合したビルマが形式的とはいえ中国の朝貢国となることを極力回避しようとした。そしてイギリス政府は虚名とはいえども協定や条約の文言において中国の下位におかれる可能性を排除しようとした。そこにはイギリス帝国の威信、そして朝貢継続に付随するビルマ統治の問題の困難さ、言い換えれば保護国化することによって諸外国、とりわけフランスの影響拡大に対する警戒心が存在していた。このような理由でイギリス政府は中国政府との交渉において、協定文中に朝貢を意味する表現が入り込むことを徹頭徹尾拒否した。ローズベリはオーコナー案にあった「文民ないし宗教上の最高機関」から「文民ないし宗教上の」を削除して単に「ビルマの最高機関」という表現に置き換え、ビルマ統治の権威が実はインド皇帝＝イギリス女王にある実態を曖昧にした。イギリス政府はまた、朝貢使の派遣ではなく単なる「使節」の派遣にとどめ、その使節の任務も貢納ではなく、「地産品の贈呈」と表現すること、さらには「中国へ供物を贈るビルマの古い習慣に従って」という一節から「中国へ供物を贈る」という語句の削除をも主張して中国が要求する朝貢に抵抗したのであった。このようにして成立したビルマ・チベット協定第1条は、「ビルマが地産品を贈呈する10年毎の使節を派遣する習慣にならぬ」が示すように、ビルマ当局が真似事として使節を10年ごとに派遣することに単に同意したにすぎなかった。そこには国際法上ビルマが朝貢国であると解釈されかねない用語は全く含まれていなかった。イギリスは確かに中国政府の威信を尊重することで友好関係を強化しようとした。しかし、そのためにイギリスは中国に虚名を譲ってビルマ統治の実利を取ったわけでは決してなかった。中国政府が、そして歴史家たちが朝貢の意味合いを読み取ったに過ぎないのである⁽⁵⁹⁾。

注

- (1) D. Gillard, "Salisbury and the Indian Defence Problem, 1885-1902," in K. Bourne et al. (eds), *Studies in International History*, (London, 1967), p. 217.
- (2) 箱田恵子「中英『ビルマ・チベット協定』(1886年)の背景——清末中国外交の性格を

- めぐる一考察』『史林』第88巻第2号, 2005年所収は, 中国外交がイギリスにビルマ統治を認める代わりとして, ビルマ・雲南境界地帯へのイギリスの拡大を防止したことを評価している。茂木敏夫「中華世界の『近代』的変容——清末の周辺支配」(溝口雄三他編『アジアから考える2——地域システム』(東京大学出版会, 1993年) 291頁では「朝貢を容認する一方で, イギリスのビルマ支配も容認する」としている。また, 坂野正高『近代中国政治外交史』(東京大学出版会, 1990年)では「貢使」派遣を認めたと表現している。336頁参照。
- (3) 『中外旧約章大全第二分巻』中国海関出版社, 2004年, 1137頁。
 - (4) Nicholas Tarling, *Imperialism in Southeast Asia* (London and New York, Routledge, 2001), pp. 100–101.
 - (5) Ibid., p. 102.
 - (6) Ibid., p. 103.
 - (7) Ibid., pp. 103–104.
 - (8) Correspondence respecting the Affairs of Burma, October to December, 1885, FO881/5218/7, Hart to Campbell, November 2, 1885.
 - (9) FO881/5218/9, Pouncefote to Godley, November 4, 1885.
 - (10) FO881/5218/29, Walpole to Pouncefote, November 10, 1885.
 - (11) Telegraphic Correspondence between Sir Robert Hart and Mr. J. P. Campbell respecting the Affairs of Burma, FO881/5321X/7, Campbell to Pouncefote, November 15, 1885.
 - (12) 箱田前掲論文, 79頁。
 - (13) FO881/5321X/29, Hart to Salisbury, September 27, 1885.
 - (14) FO881/5218/58, Godley to Pouncefote, November 17, 1885; FO881/5218/62, Godley to Pouncefote, November 18, 1885; FO881/5218/62, Godley to Pouncefote, November 18, 1885.
 - (15) FO881/5218/70, Godley to Pouncefote, November 9, 1885; FO881/5218/71, Godley to Pouncefote, November 19, 1885.
 - (16) FO881/5218/79, Hart to Campbell, November 20, 1885.
 - (17) FO881/5218/86, Campbell to Pouncefote, November 21, 1885.
 - (18) FO881/5218/87, Hart to Campbell, November 21, 1885; FO881/5218/106, Hart to Campbell, November 25, 1885; FO881/5321X/29, Hart to Salisbury, September 27, 1885.
 - (19) FO881/5218/116, Godley to Churchill, November 26, 1885; FO881/5218/117, Salisbury to Tseng, November 26, 1885.
 - (20) FO881/5218/127, Campbell to Pouncefote, November 29, 1885.
 - (21) FO881/5218/146, Godley to Currie, December 11, 1885; FO881/5218/149, Tseng to Salisbury, December 12, 1885; FO881/5218/150, Currie to Godley, December 14, 1885.
 - (22) FO881/5218/161, Harris to Currie, December 25, 1885.
 - (23) FO881/5218/164, Memorandum by Salisbury, December 23, 1885.
 - (24) John F. Cady, *A History of Modern Burma*, (Ithaca, New York: Cornell University Press, 1958), pp. 128–129.
 - (25) Further Correspondence respecting the Affairs of Burma, January to June, 1886, FO881/5381/2, O'Connor to Salisbury, January 1, 1886.
 - (26) FO881/5381/6, Tseng to Salisbury, January 1, 1886; FO881/5381/17, O'Connor to Salisbury, January 7, 1886.
 - (27) FO881/5321X/31, Supplementary Note by colonel Yule on the Relations between Burmah and China, November 30, 1885.

- (28) FO881/5218/176, Godley to Pauncefote, December 30, 1885.
- (29) FO881/5381/22, Walpole to Currie, January 9, 1886.
- (30) FO881/5381/31, O'Conor to Salisbury, November 16, 1885; FO881/5381/33, November 21, 1885.
- (31) FO881/5381/36, Salisbury to O'Conor, January 12.
- (32) FO881/5321/66, Walpole to Currie, January 23, 1886.
- (33) FO881/5381/67, Memorandum by Currie, January 21, 1886.
- (34) FO881/5381/75, Currie to Godley, January 26, 1886.
- (35) FO881/5381/76, Godley to Currie, January 26, 1886; FO881/5381/79, Godley to Currie, January 27, 1886.
- (36) Nicholas Tarling, *op. cit.*, p. 104.
- (37) FO881/5381/112, Godley to Pauncefote, February 19, 1886.
- (38) FO881/5381/12, O'Conor to Salisbury, December 28, 1885.
- (39) FO881/5381/106, Godley to Currie, February 18, 1886; FO881/5381/151, Currie to Godley, March 8, 1886.
- (40) FO881/5381/12, Memorandum by Currie, February 23, 1886.
- (41) FO881/5381/113, Shuttleworth to Currie, February 20, 1886.
- (42) FO881/5381/70, Memorandum by Currie, March 17, 1886.
- (43) FO881/5381/76, Currie to Godley, March 20, 1886.
- (44) FO881/5381/188, O'Conor to Salisbury, January 14, 1886.
- (45) FO881/5381/220, Rosebery to Tseng, April 26, 1886.
- (46) FO881/5381/221, Godley to Currie, April 16, 1886.
- (47) FO881/5381/267, Currie to Walpole, May 17; FO881/5321/272, Godley to Currie, May 21, 1886; FO881/5321/275, Rosebery to O'Conor, May 24, 1886.
- (48) *Aparna Mukherjee, British Colonial Policy in Burma* (New Delhi, Shakti Malik, 1988), p. 374.
- (49) FO881/5381/182, Godley to Currie, March 24, 1886.
- (50) FO881/5381/281, O'Conor to Rosebery, May 31, 1886.
- (51) FO881/5381/289, Rosebery to O'Conor, June 3, 1886; FO881/5381/290, Rosebery to O'Conor, June 3, 1886.
- (52) FO881/5381/296, Rosebery to O'Conor, June 5, 1886.
- (53) FO881/5381/311, Rosebery to Walsham, June 16, 1886.
- (54) FO881/5381/317, Rosebery to Walsham, June 21, 1886.
- (55) FO881/5381/325, Walsham to Rosebery, June 25, 1886.
- (56) FO881/5381/335, Rosebery to Walsham, June 24 1886.
- (57) FO881/5381/333, Godley to Currie, June 28, 1886; FO881/5381/340, Currie to Godley, June 30, 1886.
- (58) 茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』(山川出版社, 1997年), 60-61頁。
- (59) 実際中国政府もイギリスが指摘したようにビルマを朝鮮と同等な朝貢国と扱うことには限界を感じていた。協定第1条の英文テキストの「贈呈 (to present)」は華文テキストにおいては「呈進」が対応している。醇親王は献上の意味を持つ「呈進」という表現でイギリスが妥協することを期待したのである。FO881/5381/325, Walsham to Rosebery, June 25, 1886.